

中小事業者に新たな税負担を求めるインボイス制度中止を

「登録申請」すれば消費税の課税事業者になります

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
☎八一一一四八二一
FAX 八一一九七五六



インボイスの登録申請はあわてずに
国の定めたインボイスの「登録申請」期日は3月
末でしたが、国税庁のホームページでも「施行日
（令和5年10月1日）に登録を受けようとする事
業者が申請期限である令和5年3月31日後に提出
する登録申請書の取扱いについては、この閣議決
定に基づき、当該事業者が令和5年4月1日以後
に困難な事情の記載がない登録申請書が提出され
たとしても、令和5年9月30日までの申請につい
ては、インボイス制度が開始する令和5年10月1
日を登録開始日として登録されることとなります」
とアナウンスされているとおりあわてて登録する
必要はありません。

登録申請すれば消費税の申告・納税が 始まります

現在、免税事業者であってもインボイス登録申
請を行えば自動的に10月1日以降は課税事業者に
なり来年の申告期に消費税の確定申告をして納税
をしなくてはならなくなります。いま一度自分が
インボイスを登録しなければならぬのかよく考
えましょう。

建設業（工賃仕事の場合）で簡易課税を選択して
いれば、売上が600万円だとすると約24万円の
税負担が増えることになります。（インボイス実
施後3年間は軽減措置があつて約12万円になりま
す）

下請からもインボイスをもらうの？

最近の相談では「外注からもインボイスをもら
うのか」というものが増えていきます。課税事業者

で本則課税を選択していると、例えば年間1
000万円の外注費を支払っていてインボイ
スをもらわないと約100万円の税負担が増
えてしまいます。（インボイス実施後6年は軽
減措置あり）「心を鬼にして（相談に来た会員
の弁）下請にインボイスを求めなければなら
ないケースも出てきています。

登録申請そのものは簡単です

すでに課税事業者で登録の必要のある会員
からは「登録はめんどくさいのか」「税務署
に行けばいいのか」という問い合わせもあり
ます。

登録申請は「登録申請書」を記載して税務
署に届けるだけで、記載事項も住所（法人は本
店住所）・氏名（法人名）・生年月日（法人は設
立年月日）・事業内容（法人は資本金額）を記載
すれば良い簡便なものです。

春日井民商ではあらためてインボイスの学
習を深めて、インボイスノートの意思表示を強
めるとともに、必要な時期にまとめて申請用
紙を提出しようと考えています。

インボイス中止をもとめる署名運動を引き
続き強めま
しょう。

学習会の
日程等は決
まり次第お
知らせしま
す。



インボイス登録申請書（表）

《東支部・北支部合同企画》 新春バスツアー4月16日(日)に実施します 『飛騨牛15品御膳とノスタルジックな飛騨古川』

行き先（春日井駅を朝8時出発予定）
飛騨古川の街並み（散策）→御母衣湖（飛騨牛15品御膳の昼食）→【桜開花期】荘川桜
公園（荘川桜観賞）→飛騨荘川の里（散策・温泉卵とお団子1本食べ歩き）→桜の郷荘川
（お買物）を予定しています



参加費 3,000円
（定員40名・先着順で
定員になり次第閉めきります）



毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀